

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第11号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

スポーツ開放における開放施設について、名古屋市立上志段味中学校の武道場の供用を開始し、名古屋市立植田中学校の武道場の供用を廃止します。

2 施行期日等

令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 8 年 7 月 17 日提出 総務部総務課)



名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1 スポーツ開放の表中「名古屋市立守山西中学校」の次に「、名古屋市立上志段味中学校」を加え、「、名古屋市立植田中学校」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市学校施設開放に関する規則の規定に基づく許可の申請その他この規則の規定により新たに使用に供する武道場を使用するために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。